

Title	新たなビジネスモデルとしてのシェアリングエコノミー： 今後の規制を視野に入れつつ
Sub Title	Sharing economy as a new business model : for regulating in the future
Author	國見, 真理子(Kunimi, Mariko)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2019
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.42 (2019. 2) ,p.103- 120
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	伊東研祐教授・江口公典教授・中島弘雅教授退職記念号
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20190222-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新たなビジネスモデルとしての シェアリングエコノミー

——今後の規制を視野に入れつつ——

國 見 真理子

- 1 問題意識
- 2 シェアリングエコノミーの現状
- 3 シェアリングエコノミーの問題
- 4 考察

1 問題意識

日々の日常生活の中で「シェアリングエコノミー (Sharing Economy)」といった従前には聞き慣れなかった言葉に触れる機会が急速に増えている。経済学の始祖とも言われるアダムスミスはもちろんのこと、経済学の発展に大きな功績を残したケインズやマルクス、そしてノーベル経済学賞受賞者として世界的に名高いアローやフリードマンの論文の中でもそのような言葉を目にする機会はなかつただろう¹⁾。

シェアリングエコノミーという言葉が巷に溢れるようになった背景には技術革新の存在が挙げられる。急速な技術革新は私たちの生活環境に多大な影響を

1) Furchtgott-Roth, H. (2016).

及ぼしているが、シェアリングエコノミーもその一つといえる。また、シェアリングエコノミーの発展を支えているのは、近年次々に発生しているネットを駆使した新しいビジネスである。シェアリングエコノミーでは企業間取引が大きな比重を占めてきた従来のビジネスモデルとは異なり、個人を核とした取引を扱うビジネスモデルが典型である。これはネットを通じて今まで有効活用されていなかった潜在的資源を、必要とする小さな個々のニーズとうまくマッチングさせることで、資源の有効活用を可能にした点で非常に将来性のあるビジネスともいえる。

このようにシェアリングエコノミーは現在進行形で拡大しつつあるのに対し、法規制はその変化のスピードの速さに十分対応できているとまでは言い難い状況にある²⁾。

そこで、本稿では世間で注目を集めるようになってきたシェアリングエコノミーとは何かを、その現状について把握した後、シェアリングエコノミーの抱える問題点の検討を通じて、シェアリングエコノミーの今後の規制について考察することを試みる。

2 シェアリングエコノミーの現状

(1) シェアリングエコノミーとは

「シェアリングエコノミー」という言葉が注目されるようになってきたのは2010年頃であるとされる³⁾。この頃アメリカ西海岸において、今や世界的企業に成長しつつある Airbnb や Uber といったシェアリングエコノミーの発展を支える中核企業が次々と起業され、人々の間に登場するようになってきた。

では、そもそもシェアリングエコノミーとはいったい何なのだろうか。この概念の捉え方については諸説あるものの、例えば、近年急激に拡大しつつある

2) 日本では、内閣官房を中心とした「シェアリングエコノミー検討会議」を通じてシェアリングエコノミーの発展とルール整備について継続的な検討を行っているところである。

3) Federal Trade Commission (2016), p.1.

「物・サービス・場所などを、多くの人と共有・交換して利用する社会的な仕組み」のことを指すという考え方がある⁴⁾。また、欧州委員会 (European Commission) では、シェアリングエコノミーのことを「Collaborative Economy (協調経済)」と名付けている⁵⁾。

シェアリングエコノミーは現在進行形で流動的に変化してきているが、イギリスの国家統計調査局によれば、その特徴としては

- ・ウェブやアプリを通じたオンラインプラットフォームによる営業を行っている
- ・消費者間取引を可能にさせる
- ・所有権移転なく一時的にモノやサービスを提供する
- ・未活用資産の有効利用

といった点があることを挙げている⁶⁾。そして、シェアリングエコノミーの特徴を詳細に検討した上で、以下のように定義づけている⁷⁾。

「シェアリングエコノミーとは、資産の独占的使用権以外の利用から便益を受ける当事者を許容するために、電子仲介が実行可能な Peer to Peer (P2P: コミュニケーションを行う者同士が相互に対等な関係でコミュニケーションをはかる) 取引を通じた未活用資産の共有」のことを指す⁸⁾。

このようなシェアリングエコノミーに関する色々な考え方を見るに、シェアリングエコノミーとは、結局のところネット仲介を利用して他者と自分の所有する何かを「シェア (共有) する」ことで対価を得る経済活動の総称ともいえる⁹⁾。

では、なぜシェアリングエコノミーは急激な発展を遂げているのだろうか。

4) デジタル大辞林参照。

5) EC はシェアリングエコノミーに関するガイダンスや政策提言を積極的に行っている。例えば http://ec.europa.eu/growth/single-market/services/collaborative-economy_en (2018年9月30日最終閲覧)。

6) Office of National Statistics (2017), p.2.

7) Ibid.3.

8) Ibid.

これには先述したように技術革新によるところが大きいですが、具体的には例えば

- ・ 個人がスマートフォン等の情報端末を保有するようになり、SNSのようなネットワークサービスを通じた相互交流が容易になったこと
- ・ 多種多様なデジタルデータの塊としてのビッグデータの情報収集や処理分析が容易になったこと
- ・ 電子媒体を通じた各種システムの進化や個人認証技術の発展によってネット上の円滑な資金決済が容易になったこと

といった点が挙げられよう。

その結果、これまで経済的ニーズがありつつも取引費用の高さから断絶されていた個人を結びつける双方向コミュニケーションの発展と浸透を促進する媒介的役割をビジネスとして成立させることが可能になった。

更に、社会環境の構造的変化とともに人々の意識や消費ニーズが変化してきた点も挙げられる。例えば、近年、従来型の大量生産大量消費とは異なる持続可能性を意識した環境重視の資源節約型消費が増えている¹⁰⁾。若年層を中心に、欲しいものを独占的に「所有」するよりも必要なときに他人から借りて「共有」すればよいという意識を持つ者が増えている。

そして、シェアリングエコノミーの飛躍的發展には、個人と個人を結びつける土台（基盤）としてのプラットフォームサービスを提供する企業の存在が欠かせない。プラットフォームサービス提供企業（以下、「プラットフォーム企業」）のビジネスとは、ネットを利用して主に個人相手に様々なニーズを結びつける売買の場の提供といった仲介業がその典型例である。

そこで、次にシェアリングエコノミーの実際がどうなっているのかについて述べることにしたい。

9) シェアリングエコノミーの本質とは、「ちょこっと」した空き時間、「ちょこっと」したスキル、「ちょこっと」したモノの貸し借りといった資源を他者と共有（シェア）することで、今まで利潤追求しづらかった潜在的資源を活用した「ちょこっと」ビジネスの集合体とも言うるかもしれない。

10) 河谷 (2006)。

(2) シェアリングエコノミーの実際

①シェアリングエコノミーの分類

まず、シェアリングエコノミーの分類について述べる。最近では自動車を共有するカーシェアリングをはじめとして、ソーシャルメディアを活用した個人間取引を仲介する様々なシェアリングサービスが次々に登場しているが、シェアリングエコノミーの対象分野としては下記の5種類が典型的なものとして挙げられる¹¹⁾(表1)。

②市場規模

次に、シェアリングエコノミーの市場規模について見てみる。まず、シェアリングエコノミーの国内市場規模としては、サービス提供事業者の売上ベースで市場規模を推計した場合、2015年度の約398億円から2016年度には約503億円まで拡大しており、さらに2021年度までに約1,071億円まで拡大するとの予測がなされている¹²⁾。欧州のシェアリングエコノミー市場の場合、2016年に約60%成長して270億ユーロ(約3.6兆円)に達する見込みであるとの試算がなされている¹³⁾。

だが、他方でシェアリングエコノミーの経済効果を政府経済統計に適切に反映させるのは未だ困難な点があるという問題提起が専門家からなされている¹⁴⁾。

このように統計上の正確な実態把握は未だ難しいものの、世界規模でシェアリングエコノミーの市場規模は急拡大している。その将来性に対する期待が如実に表れているのがプラットフォーム企業に対する多額の資金提供や企業価値の急騰という現象である。

例えば、Birdという2017年創業の電動スクーター(キックボード)のシェア

11) 経済産業省(2016)。

12) 矢野経済研究所(2017)。

13) PWC(2017)。

14) Supra note 6 at 17-18.

表1 シェアリングエコノミーの分類

シェア対象	提供サービス概要	プラットフォーム企業例 (本部所在国)
空間（不動産）	空き家、別荘、駐車場等	Airbnb（米国）
移動（動産）	自家用車や貸自転車等の移動手段	Uber（米国）
モノ	不用品、不用品	Mercari（日本）
スキル	タスク解決	Crowd Works（日本）
金銭	クラウドファンディング	Makuake（日本）

(出典) 総務省「平成30年版情報通信白書」を基に筆者作成

レンタル会社がある。アメリカ西海岸を中心に現在全米50都市程度で事業展開をしており、海外でもすでに4都市で事業展開を行っている¹⁵⁾。このような急成長を遂げている中、この会社は僅か2~3カ月で3億ドル（約340億円）の資金調達を達成している¹⁶⁾。また、民泊事業者最大手のAirbnbは年間数十億ドルの売上をあげ、EBITDAベースでは黒字基調となっていることから、株式上場の時期も近いのではないかと株式市場関係者から大きな期待が寄せられている¹⁷⁾。

このようにシェアリングエコノミーを支えるプラットフォーム企業はあたかも経済成長の救世主でもあるかのような明るい話題で注目を浴びることが多い一方で、シェアリングエコノミーの今後を考えるにあたり、どのように問題があるのかについて次に検討することにする。

3 シェアリングエコノミーの問題

(1) 所得捕捉の問題

プラットフォーム企業の多くが新興企業であることから非上場のところも多

15) BirdのHP、<https://www.bird.co>。

16) TechCrunch (2018/06/28)。

17) TechCrunch (2018/05/31)。

く、外部から見て正確な企業情報を把握することは難しい。シェアリングエコノミーの中核を担うサービス提供者も消費者も共に個人が中心であるため、営利活動を本業とする企業に比べて取引内容や売り上げの計測可能性の面からみて適切な所得捕捉をすることは難しい¹⁸⁾。

このような所得捕捉の問題が発生している状況を受けて、日本では課税漏れ対策のために政府が検討に入っている段階にある¹⁹⁾。

(2) 競争法の問題

日本で実際に顕在化している競争法の問題としては、競争事業者に対する競争制限行為が挙げられる。2017年に民泊のプラットフォーム企業である Airbnb に対して公正取引委員会の立ち入り調査が行われている²⁰⁾。この事案では、市場において強い影響力を持つ企業である Airbnb が取引先の事業者に対して、ライバル事業者と取引をしないように強要させることによってライバル事業者の事業妨害行為を行ったという点が不公正な取引方法の一つである「排他条件付取引」にあたるとして独占禁止法違反の疑いがもたれている²¹⁾。

次に今後考えられる競争法の問題としては、「デジタル・カルテル」が挙げられる²²⁾。例えば、移動手段（以下「ライドシェア・サービス」）分野最大手の Uber の乗車価格は需給バランスに従って AI が自動的に決定する。そのため、需給がひっ迫する場合にはすべてのドライバーの提示する乗車価格が一斉に吊り上がるような事態が発生するため、実質的に Uber による価格操作が可能になる。アメリカの場合、ライドシェア・サービスのプラットフォーム企業の市

18) EC (2016), p.14.

19) 産経ニュース (2017)。

20) 公益財団法人公正取引協会 (2017)。

21) 日本経済新聞 (2017/11/17) によれば、Airbnb は民泊物件の掲載を依頼してきた代行業者に対し、掲載の条件として他社のサイトとは取引をしないことなどを求めた疑いが持たれている。他社のサイトを利用しないよう記載した契約書にサインさせることもあったという。

22) Lynch, D. J.(2017).

場集中度はタクシー業界よりはるかに高いこともあって、価格操作のような人為的行為がより深刻な競争制限効果を発生させやすい²³⁾。

振り返って日本では業法規制のために新規参入の制約が厳しいこともあって、ライドシェア・サービスのプラットフォーム企業の市場寡占度はさほど高くない²⁴⁾。そのためこのような問題は未だ深刻化していないものの、他分野のサービスでも価格操作の問題は生じうることであり、今後も注視していく必要があるだろう²⁵⁾。

このようにシェアリングエコノミーの成長に伴い、プラットフォーム企業による行為が競争事業者間の水平的競争制限行為や異なる取引事業者段階間の垂直的競争制限的行為として競争法上問題とされる可能性は高まっていくだろう。ただし、AIによる価格操作の場合、現在の独占禁止法のカルテル規制適用にあたっては当事者間の主観的な「意思の連絡」を認定するには難しい部分もあるのかもしれない。だが、プラットフォーム企業の市場シェア拡大に応じて、AIが主導する価格操作その他競争制限的行為という新たな課題に対応するための競争法による規制は一層必要となっていくだろう。

(3) 労働を巡る問題

主要な問題としては、サービス提供者を雇用契約上の労働者として扱うか、または独立事業者として取り扱うかといった労働者性の問題が挙げられる²⁶⁾。これは、特にライドシェア・サービス分野で問題となっていることが多い。ライドシェア・サービスの普及に伴い新たな雇用機会が生まれている一方、伝統的な雇用関係とは異なる就業形態が可能となったことによって、労働法が対象とする「労働者」とそれ以外の働き手との境界が益々曖昧になっているため、

23) Rosenblat, A. (2016).

24) 例えば、日本経済新聞朝刊 (2017/05/06)。日本ではそもそもライドシェア・サービスの認知率や利用率自体、中国やインドなど周辺諸国に比べて格段に低い状況にある。

25) 例えば、安田 (2017)。

26) Supra note 23.

労働者性が問題にされやすくなってきている²⁷⁾。既に海外ではライドシェア・サービスのドライバーの労働者性が主要争点となるケースも出てきている²⁸⁾。また、サービス提供中の事故の責任や労災認定といった形の労働問題が増加する可能性もある。

日本の場合、旅客輸送サービスの参入規制が厳しいこともあってライドシェア・サービスは現時点ではさほど普及していないが、今後の規制緩和に伴いこれらの労働問題が増加していく可能性はあるだろう。

(4) 民泊を巡る問題

民泊については、日本では2020年の東京オリンピックをはじめとする国際的大型イベント開催を控え、インバウンド需要に対応可能な宿泊施設不足が見込まれていることもあって、民泊用施設数の増加が続いている。

だが、これに伴い、民泊を巡る様々な法的問題の増加が懸念される。実際、海外では、住宅が民泊向けに短期貸し出しに転用されることによって生じている家賃高騰や住宅不足への懸念といった近隣トラブル、競争事業者からの苦情、そして実際に訴訟沙汰になるケースも増えている²⁹⁾。そのための対策として、ニューヨーク市のように短期リースを目的とする民泊ビジネスの営業制限を実施しはじめているところもある。

日本でも民泊ビジネスの営業規制を目的とした住宅宿泊事業法（いわゆる「民泊新法」）が施行されたばかりであるが、既に民泊を巡る訴訟はいくつか発生している³⁰⁾。今後も民泊目的の短期リース契約を巡ってはマンション規約との抵触や旅館業法等の関連業法規制との兼ね合い、条例違反といった法的問題が増加する可能性が高い。そのため、規制の見直しは適宜なされていく必要

27) 例えば、杉浦（2018）。

28) 独立行政法人労働政策研究・研修機構（2016）。

29) See, Stevens, M. & Groves, M., (2014), Schneiderman, E.T., (2014)。

30) Airbnbの民泊サービスを巡っては、旅館業法違反事件（平成29年6月1日/東京地裁/平成29年（行ウ）第569号）や民泊施設としての建物利用差止事件（平成29年1月13日/大阪地裁/平成28年（ワ）第715号）などの事例が挙げられる。

性があるだろう。

(5) 個人情報保護の問題

プラットフォーム企業が収集・保有するビッグデータの取り扱いを巡っては、個人情報保護が問題になる³¹⁾。プラットフォーム企業は取引を成立させるにあたり、利用者のクレジットカード情報や身分IDの提供を要求することを通じて、消費者やサービス提供者の個人情報を取得する。このときに個人情報の送信行為によるデータ流通がなされるため、企業側には個人情報保護法等の関連法規の遵守が求められる³²⁾。このようにネットを通じてデータ流通を扱うプラットフォーム企業には個人情報の厳格な管理が求められるところ、杜撰な管理やハッキング等による個人情報の漏洩やデータ悪用が問題となる場面は増えていくだろう。

更に、プラットフォーム企業は個人データの国際的取引規制についても考慮する必要がある。例えば、民泊サービスの場合、日本国内で提供されている民泊施設の顧客には海外からの外国人旅行者が多く含まれている。彼らのID、クレジットカード情報といった個人情報を収集して他国にデータ送信することは越境データ取引に該当する。そのため、EUの一般データ保護規則のような厳格な個人情報の越境データ取引規制を行っている地域の顧客に関する個人情報の取り扱いについては、EU規則の「充分性」要件に適合していることが求められる³³⁾。

また、Uberのようなライドシェア・サービス事業者の場合、AIを通じてGPS機能などで運転手と顧客の情報管理を徹底して行っているが、このような個人情報の取得方法がプライバシー侵害になるのではないかという問題点も指摘されている³⁴⁾。

31) Katz, V. (2015), p.1113.

32) 真野 (2017), p.393。

33) 個人情報保護委員会事務局 (2018)。

34) Supra note 31 at 1114.

(6) 評価制度の問題

シェアリングエコノミービジネスの大きな特徴として個人間取引の活性化があるが、この促進には相互の信頼確保のための評価制度が有効であるとされる³⁵⁾。評価制度は取引リスクを削減し、個人間取引の信用性を高める点でプラスの効果が大きいとされるからである。

だが、この評価制度は果たして客観的に公平に機能しているのかという問題が指摘されている³⁶⁾。実際、海外の事例であるが、Airbnbではホストの人種の違いによって、消費者側からの評価が大きく異なるという評価制度の限界を示す調査結果もある³⁷⁾。また、過去の取引の評価は高止まりしがちなこと、そして経験豊富な参加者に比べ新規参入者の評価は同じ行動であっても低く評価されやすい傾向があるといった偏向性の問題も指摘されている³⁸⁾。

(7) 経営破綻の問題

プラットフォーム企業の多くは歴史の浅い新興企業ならではの経営の不安定さを抱えている。そのため、シェアリングエコノミー関連企業の中には事業の急拡大に見合った経営組織基盤の整備が追い付かず、十分な収益をあげられないまま事業からの撤退や経営破綻の憂き目にあっているものも数多く存在する³⁹⁾。実際、ライドシェア・サービスの最大手プラットフォーム企業であるUberですら本業で収益を上げることについては未だ苦戦している⁴⁰⁾。そのため、今後プラットフォーム企業の株式上場が進むにつれて、投資家保護のため

35) Stemler, A. (2016), p.218.

36) Supra note 3, at 40-46.

37) See, Edelman, B. & Luca, M. (2014).

38) Supra note 35 at 219-220.

39) 消えたシェアリングエコノミー企業として、アメリカにおける洗濯ビジネス、空港配車ビジネスの撤退事例が挙げられる。<https://blog.btrax.com/jp/sharing-economy-2/>

また、中国でも一大ブームになったシェアリングエコノミーは倒産の山となっている。
<https://www.epochtimes.jp/2018/04/32469.html>

40) Financial Times (2017/06/23).

の規制についても問題となっていくのかもしれない⁴¹⁾。

このようにシェアリングエコノミーのプラットフォーム企業の行動は新たな複雑な問題を生じさせる可能性がある⁴²⁾。シェアリングエコノミーをどのように規制するかについては様々な議論がある。新たなビジネスに対応するためには新たな法規制が必要であるという意見がある一方、従来からあるビジネスと基本的には変わらないので既存の法規制の枠組みで対応可能という意見もある⁴³⁾。

確かに経済の活性化のためには過度な規制は適切ではないが、シェアリングエコノミーの発展に伴い、プラットフォーム企業の事業活動については今後規制が必要になる場面は増えていくだろう。そこで、最後にこれまでの議論を振り返って、シェアリングエコノミーの今後の規制を巡る考察を行いたい。

4 考察

シェアリングエコノミーのビジネスは、ネットを利用した取引費用の削減によってこれまで収益を上げることが難しかった潜在的資産の有効活用や環境保全（CO₂排出削減、廃棄コスト減少等）にも資する上、既存のサービス不足の解消にも貢献する⁴⁴⁾といった点で社会的厚生を増加させ、今後も着実な経済規模の拡大が見込まれている⁴⁵⁾。

経済効果という意味では、シェアリングエコノミービジネスはアイデア次

41) Uber 及びそのライバル企業である Lift は 2019 年の早い段階で株式上場をする予定で準備を進めている。例えば、The Wall Street Journal (2018/12/06)。

42) その他、消費者契約保護の問題や損害賠償責任といった当事者間の民事的課題の存在も指摘されている。例えば、宮澤 (2018)。

43) Supra note 31 at 1070.

44) 例えば、民泊や配車サービスはサービス供給の絶対数が足りない地域では有効性が高い。

45) Supra note 31 at 1125.

第で大化けするビジネスに発展することへの期待からシリコンバレーを中心とした多額の投資資金を集めやすく、Airbnbのように起業から10年足らずで既に世界的企業に成長している例もある。

だが、デメリットとして、個人間取引が中心であることもあって所得捕捉の困難さがある。投資の観点から見て、撤退に追い込まれる企業も数多く出ており、投資家保護の点で懸念がある。また、サービス提供者との労働問題や個人情報保護の観点から見ても、法的規制の必要性は高まっていくだろう。

競争法の観点では、日本のシェアリングエコノミーの普及度を見るに、現時点ではシェアリングエコノミーのリーディングカンパニーであっても市場支配力を有するとまでは認定しがたいかもしれない。だが、スモールビジネスの個人事業者に対しては、プラットフォーム企業は強い影響力をもつため、取引先の囲い込みのような取引の強要については現時点でも不公正な取引方法の拘束条件付取引、排他条件付取引そして優越的地位の濫用等に該当する可能性がある。また、AIを通じた価格操作については、今後のシェアリングエコノミーの発展に従って市場シェアが増加するにつれ、不当な取引制限や私的独占に該当するようなより深刻な競争制限的行為にもなりうるので、今後も注視が必要である。

しかし、シェアリングエコノミーを担う企業の多くは新興企業であり、社会的実績や規制事例の積み重ねは十分あるとまでは言えない。そのため、既得権益保護にもつながりかねない厳格すぎる規制は成長性のある新しい経済活動の足かせになってしまうので極力避けるべきである。だが、他方で消費者保護や公正で自由な競争維持のためには規制も必要といえ、両者のバランスを取りながら一定の節度ある規制を行っていくことが求められる。

このビジネスモデルの要の一つでもあるプラットフォーム企業の評価制度はサービス提供者側と利用者側双方の信頼を高めて取引費用を削減させる点でメリットが大きいものの、客観性や公平性といった点では不完全である。実際、サービス提供者の人種の違いによる評価への影響や売上に悪影響を与える低い評価が意図的に除かれやすいといった偏向性の問題もあり、評価制度の透明化

や実効性を高めていくことは、消費者が正しい情報を自ら判断するために必要不可欠といえる。

消費者や投資家のような組織外部のステイクホルダー保護の観点からみて、プラットフォーム企業と個人との情報の非対称性軽減のためには評価制度は有益であるが、この内容の適切性を高めるためにもプラットフォーム企業に対してはより詳細な情報開示を求めていくことが、今後益々重要になっていくのではないだろうか。このような恣意的な情報操作によって消費者に誤認混同を招かせないよう、消費者保護の観点からは消費者庁や内閣府等からの監督指導、そして企業の公正競争確保の観点からは公正取引委員会や経済産業省等による監督指導といった形で省庁間の垣根を超えた連携の必要性は益々高まっていくだろう。ただし、恣意性のある情報発信については規制も重要な意味をもつものの、このような新しいビジネスに対する行政側のエンフォースメントに頼るには限界がある⁴⁶⁾。そのため、業界内の自主規制のようなソフトローも活用しながら、より実効的な制度を多層的に作りあげていくことも重要と考える。

更に、シェアリングエコノミー関連ビジネスはネットを通じて越境的な個人取引を活性化させることもあって、国際的な事業展開が行われていることも多い。そのため、ある国の規制強化に対してはシェアリングエコノミー関連ビジネスも影響を受けやすい。現時点でも個人情報データの越境データ移転についてはEUをはじめとする他国の法規制の影響を受けているため、国際的展開を行う場合にはそのための対策も必要となっていくだろう。

また、ネットによる越境取引はサービス貿易規制に該当する可能性もあるので、WTOをはじめとする多国間や地域間通商法規にも目配せをしていくことも重要である。過度な参入規制についてはマーケットアクセスの制限や内国民待遇違反の問題にもなりうるので、規制するにあたっては十分注意する必要がある。今後、シェアリングエコノミーの発展に伴い、シェアリングエコノミー関連ビジネスに関する地域や多国間枠組みにおける規制が行われるようになっ

46) 例えば、増島（2017）, pp.33-34。

ていく可能性もあるだろう。

参考文献

- ・ 河谷善夫（2006）「LOHAS 市場の成長性について」第一生命株式部産業トレンド
http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/monthly/pdf/0602_a.pdf（2018/09/30 最終閲覧）
- ・ 経済産業省（2016）第4回産業構造審議会商務流通情報分科会情報経済小委員会分散戦略ワーキンググループ会議資料4（一般社団法人シェアリングエコノミー協会資料）「シェアリングエコノミービジネスについて」
http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/shojo/johokeizai/bunsan_senryaku_wg/pdf/004_04_00.pdf（2018/09/30 最終閲覧）
- ・ 公益財団法人公正取引協会（2017）最近の独禁法関連ニュース [2017/11/18]
<https://www.koutori-kyokai.or.jp/newspaper/index.cgi>（2018/09/30 最終閲覧）
- ・ 個人情報保護委員会事務局（2018）「国際的な個人データの移転について」
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon/dai14/siryou2-2.pdf>（2018/09/30 最終閲覧）
- ・ 産経ニュース（2017）「「シェアリングエコノミー」をめぐる課税漏れ対策、政府が検討へ 税制改正の焦点に」（2017/09/07）
<https://www.sankei.com/economy/news/170907/ecn1709070025-n1.html>（2018/09/30 最終閲覧）
- ・ 杉浦志織（2018）「新たな事業形態の登場と法制度の対応について：ライドシェア・サービスに関する労働法上の論点を中心に」日本銀行金融研究所 Discussion Paper No. 2018-J-4
- ・ 首相官邸（2018）シェアリングエコノミー検討会議
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/kaikaku.html#shiea（2018/09/30 最終閲覧）
- ・ 総務省（2018）「平成30年版情報通信白書」
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/pdf/index.html>（2018/09/30 最終閲覧）
- ・ デジタル大辞泉
<https://kotobank.jp/word/シェアリングエコノミー-1720825>（2018/09/30 最終閲覧）

- ・ 独立行政法人労働政策研究・研修機構（2016）「雇用審判所、ウーバーのドライバーを労働者と認める判決」
https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2016/11/uk_02.html（2018/09/30 最終閲覧）
- ・ 日本経済新聞（2017）「エアビー社に立ち入り 独禁法違反疑いで公取委」（2017/11/17）
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO2359499017112017CC0000/>（2018/09/30最終閲覧）
- ・ 日本経済新聞（2017）「埋もれる資産に光：必要なときだけ貸し出し」朝刊 14 頁（2017/05/06）
- ・ 増島雅和（2017）シェアリングエコノミーの主要な特性と競争政策への示唆、ジュリスト No.1508
- ・ 真野浩（2017）「オープンなデータ取引市場」実現の取り組み：データ流通推進のための取引市場の要件，課題と実装事例，情報管理 vol. 60 no. 6
- ・ 宮澤俊昭（2018）「シェアリングエコノミーをめぐる 法的課題：取引当事者間の私法的関係を中心に」国民生活 8 号
- ・ 安田啓（2017）「デジタル時代の競争法」ジェトロセンサー
https://www.jetro.go.jp/ext_images/biz/areareports/2017/pdf/d5799bf87da58d61.pdf（2018/09/30 最終閲覧）
- ・ 矢野経済研究所（2017）「シェアリングエコノミー（共有経済）市場に関する調査」
<http://www.yano.co.jp/press/press.php/001763>（2018/09/30 最終閲覧）
- ・ 山崎治（2016）「ライドシェアを取り巻く状況」レファレンス 787 号、国立国会図書館
- ・ 吉川満（2017）シェアリングエコノミーにおける競争政策上の論点、公正取引委員会競争政策研究センター CPDP65
URL:<http://www.jftc.go.jp/cprc/index.html>（2018/09/30 最終閲覧）
- ・ EC（2016）, A European agenda for the collaborative economy
<http://ec.europa.eu/DocsRoom/documents/16881/attachments/2/translations>（2018/09/30 最終閲覧）
- ・ EC（2018）, Collaborative economy

- http://ec.europa.eu/growth/single-market/services/collaborative-economy_en (2018/09/30 最終閲覧)
- Edelman, B. & Luca, M. (2014), Digital Discrimination: The Case of Airbnb.com (Harv. Bus. Sch., Working Paper No. 14-054)
 - Federal Trade Commission (2016), The “Sharing” Economy Issues Facing Platforms, Participants & Regulators
 - Financial Times (2017/06/23) 「ウーバーも収益を上げるのに苦戦」
<https://www.ft.com/content/09278d4e-579a-11e7-80b6-9bfa4c1f83d2> (2018/09/30 最終閲覧)
 - Furchtgott-Roth, H. (2016), The Myth of ‘Sharing’ In A Sharing Economy
<https://www.forbes.com/sites/haroldfurchtgottroth/2016/06/09/the-myth-of-the-sharing-economy/#6b7915e059bf>
 - Katz, V. (2015), Regulating the Sharing Economy, 30 Berkeley Tech. L.J. 1067
 - Lynch, D. J. (2017), Policing the digital cartels, Financial Times (2017/01/08)
<https://www.ft.com/content/9de9fb80-cd23-11e6-864f-20dcb35cede2> (2018/09/30 最終閲覧)
 - Office of National Statistics (2017), The feasibility of measuring the sharing economy: November 2017 progress update
<https://www.ons.gov.uk/economy/economicoutputandproductivity/output/articles/thefeasibilityofmeasuringthesharingeconomy/november2017progressupdate> (2018/09/30 最終閲覧)
 - PWC (2017)
<http://www.smallbizlabs.com/2017/02/pwcs-2017-sharing-economy-predictions.html> (2018/09/30 最終閲覧)
 - Rosenblat, A. (2016), The Truth About How Uber’s App Manages Drivers, Harvard Business Review (2016/04/06)
<https://hbr.org/2016/04/the-truth-about-how-ubers-app-manages-drivers> (2018/09/30 最終閲覧)
 - Schneiderman, E.T. (2014), N.Y. State Attorney General, Airbnb in the City
 - Stemler, A. (2016), The Myth of the Sharing Economy and Its Implications for Regulating

論説（國見）

Innovation, Emory Law Journal, Vol.67, issue2

<http://law.emory.edu/elj/content/volume-67/issue-2/articles/myth-sharing-economy-regulating-innovation.html> (2018/09/30 最終閲覧)

- Stevens, M. & Groves, M. (2014), Malibu to Crack Down on Short-Term Rentals Via Airbnb, Other Websites, L.A. TIMES.

<http://www.latimes.com/local/la-me-malibu-renting-20140528-story.html> (2018/09/30 最終閲覧)

- TechCrunch (2018/05/31), Airbnb CEO、「来年の IPO は可能、だけどないかもしれない」

<https://jp.techcrunch.com/2018/05/31/2018-05-30-airbnb-ceo-said-company-will-be-ready-to-ipo-next-year-but-might-not/> (2018/09/30 最終閲覧)

- TechCrunch (2018/06/28), Bird has officially raised a whopping \$300M as the scooter wars heat up

<https://techcrunch.com/2018/06/28/bird-has-officially-raised-a-whopping-300m-as-the-scooter-wars-heat-up/> (2018/09/30 最終閲覧)

- The Wall Street Journal (2018/12/06), “Lyft Sets Stage for Early 2019 IPO”

<https://www.wsj.com/articles/lyft-proceeds-with-ipo-plans-1544099168> (2018/12/10 最終閲覧)

- Wong, J. C. (2016), Uber v drivers: judge rejects ‘unfair’ settlement in US class action lawsuit, theguardian.com

<https://www.theguardian.com/technology/2016/aug/18/uber-drivers-class-action-lawsuit-settlement-rejected> (2018/09/30 最終閲覧)

(付記) 江口公典先生には経済法の奥深さやヨーロッパでの在外研究時代の思い出話など多くのことを学ばせていただきました。心より感謝申し上げます。また大変な美食家でいらっしゃるのので、大使館関係者も通うような素敵なレストランをご紹介いただいたことも大変懐かしい思い出です。